

## 法制度の見直しに関する評価について

## 中間とりまとめ案

## 4. 法制度の見直しの在り方

## (5) 法制度の見直しに関する評価 (p 48)

法制度の見直しにあたっては、想定される効果などについて評価を行い、その結果を公表することを通じて、法制度の質の向上を図るとともに、利害関係者のみならず、広く国民の理解を得ることが重要である。そのため、法制度の見直しにより、どのような効果があるのかなどについて、明らかにする必要がある。

## 1 事前評価について

本年10月から、規制の新設・改廃に関し、「規制の事前評価」(RIA:Regulatory Impact Analysis)が義務づけられることとなった。この「規制の事前評価」(RIA)では、規制の導入に関し、規制導入による便益と、規制の実施にあたって想定されるコストを提示し、公表することが求められる。

中間とりまとめを踏まえた特定電子メール法の改正に関しても、「規制の事前評価」(RIA)を行うこととなるが、その場合、以下の考え方でよいか。

オプトイン方式の導入等に関しては、実態として既にオプトイン方式を採用している事業者が大勢であり、正当な営業の実態を踏まえた制度設計をすれば、法制度の見直しに伴い事業者側が追加的に負担するコストはほとんどないと考えてよいか。

規制の効果としては、規制を導入しない場合と比較して迷惑メール流通の増加が抑制されることにあり、具体的な便益としては、受信者側での迷惑メール処理に要するコストの抑制、迷惑メールの処理が必要になることによる生産性の低下の抑制、プロバイダー等における迷惑メールによる電気通信設備への負荷等に要するコストの軽減が図られると考えるよいか。

迷惑メール対策は、法規制と電気通信事業者による技術的対策等があいまって行われるものであることから、法規制自体の効果をどのように評価すればよいか。

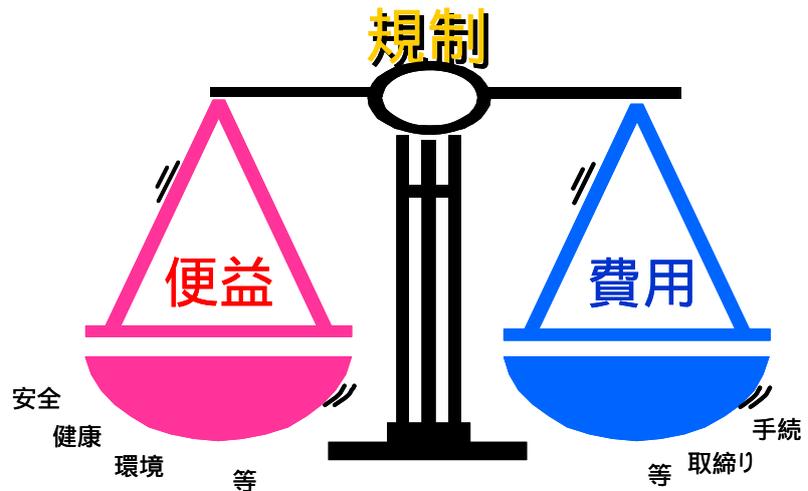
## 2 事後評価について

新たな法規制の導入後も定期的に評価を行っていく必要があると考えられるが、観点としては、基本的に事前評価の場合と同様の観点から行っていくことでよいか。

## (参考) 規制の事前評価とは

規制は、社会秩序の維持、安全、防災、環境保全、消費者保護等の行政目的の実現というプラスの面もある一方、国民の権利・活動を制限し義務を課すことにより、国民に費用を発生させるものもあります。

このような規制の性質を踏まえると、規制を新たに設けたり、改正や廃止を行う際に、規制について便益と費用を比較するなどの事前評価を実施し、その結果を政策決定における判断の材料とすることは極めて重要です。



欧米など諸外国においては、1980年代以降、規制影響分析（R I A : Regulatory Impact Analysis）の手法を用いた規制の事前評価の取組が進められています。

わが国においても、「規制改革・民間開放推進3か年計画」など累次の閣議決定において、R I Aの導入を推進することとされ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下、平成19年10月1日から、規制の新設、改廃の際、規制の事前評価を実施することが各行政機関に義務付けられています。

各行政機関は、規制の事前評価の内容、手順等の標準的な指針としての「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」を踏まえて、規制の事前評価に取り組んでいます。

規制の事前評価をやるとこんな良いことが  
体系的な分析により、政策の質の向上を実現  
どのような影響が想定されるのか国民に明らかに

### R I Aによる規制の事前評価の実施内容

- 規制の目的、内容及び必要性の説明
- 規制の費用の推計
- 規制の便益の推計
- 政策評価の結果の提示  
(費用と便益の関係の分析・代替案との比較)
- 有識者の見解その他関連事項の提示
- レビューを行う時期又は条件の提示